

～ 事業者のみなさまへ ～

『事業系ごみの処理方法等』

■事業系ごみとは

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生する廃棄物（ごみ）のことです。

オフィス（事務所）や飲食店、小売店、工場など事業活動に伴い排出される**事業系ごみは、法律により、事業者自らの責任で適正に処理する責務があります。家庭ごみステーションに出したり、市クリーンセンターに直接持ち込むことはできません。**

【事業系ごみの種類】

事業系ごみは、次の2種類に大別されます。

- (1) 産業廃棄物…「廃掃法及び施行令で指定された20種類のごみ」
- (2) 一般廃棄物…「産業廃棄物以外のごみ」

このうち、**寝屋川市で処理できるのは「一般廃棄物」のみ**となります。

■事業系ごみ（一般廃棄物）の処理方法

寝屋川では、**事業系一般廃棄物の収集運搬は、収集運搬許可業者が行います。**収集運搬許可業者は、下記の5社です。料金など詳しくは業者にお問合せの上、直接お申込みください。

なお、許可を持たない業者に一般廃棄物の収集運搬を委託することは法律・条例等で禁止されています。

【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（5業者：順不動）】

●有限会社河北産業

- ・所在地：寝屋川市小路南町20番18号
- ・電話番号：072-820-7747

●北口建設工業株式会社

- ・所在地：寝屋川市新家1丁目8番7号
- ・電話番号：072-823-1373

●株式会社スリーエフコーポレーション

- ・所在地：寝屋川市太秦桜が丘34番15号
- ・電話番号：072-811-3522

●株式会社寝屋川興業

- ・所在地：寝屋川市打上新町15番4号
- ・電話番号：072-821-4097

●寝屋川市清掃業組合

- ・所在地：寝屋川市寿町32番1号
- ・電話番号：072-813-8857

■事業系ごみ（一般廃棄物）の処理料金

事業者が収集運搬業者に対して支払う契約金額（ごみ処理料金）の中には、ごみの収集運搬に係る費用（収集運搬料金）と寝屋川市クリーンセンターで焼却処理や埋立するための費用（処分手数料相当額：10kg 当たり 90 円）が含まれています。

【ごみ処理料金の上限額】（10%税込）

（上記の収集運搬料金と処分手数料相当額を含む。）

・ 週 2 回収集 1,750 円	・ 週 3 回収集 2,678 円
・ 週 6 回収集 6,196 円	・ 週 7 回収集 7,229 円

※ 上記料金は、45 リットルポリバケツ 1 個当たりの月額の上限額です。

（例）毎週、月・木曜日に 45ℓごみを 1 個づつ [一週間に計 2 個] 回収した場合の月額料金の上限は 1,750 円です。

※ 排出量が 45 リットルポリバケツで週 300 個を超える場合は、上限額が変わります。ご契約の収集運搬業者にお問い合わせください。

■産業廃棄物、寝屋川市が搬入を許可する産業廃棄物

産業廃棄物は、下記の空き缶・空き瓶を除き、寝屋川市では処理できません。産廃収集運搬業者に依頼して適正に処理してください。

【産廃収集運搬業者の問合せ先】 公益社団法人大阪府産業資源循環協会
〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 3 階(電話:06-6943-4016)

【寝屋川市が搬入を許可する産業廃棄物】

空き缶・空き瓶（容量が 5 リットル未満の食品用又は飲料用の容器に限る） [市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第 25 条関係]

※ 寝屋川市では、産業廃棄物についても可能な範囲で資源化を進めるため、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物として、上の品目に限り、市クリーンセンターへの搬入を許可しています。

収集運搬については、寝屋川市の一般廃棄物収集運搬許可業者にお申込みください。

【ご注意！】 法律により、事業系ごみは、少量であっても一般家庭ごみとしては出せません。事業者自らの責任で適正に処理してください。

【お問い合わせ先】

〒572-0855 寝屋川市寝屋南一丁目 2 番 1 号
寝屋川市 環境部 環境総務課
電話：072-824-0911 FAX：072-821-3349